

(仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務 仕様書

1 業務名

(仮称) 日本遺産ビジターセンター企画展示室整備事業業務

2 目的

本事業は、歴史を活かしたまちづくりを推進するため、益田市が(仮称)日本遺産ビジターセンターを整備するにあたり、益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会(以下「実行委員会」という。)として日本遺産の普及啓発はもとより、ひとづくりなど多機能を併せ持つ施設として魅力的な企画展示室の整備を実施するため、その整備に関し、必要となる業務を行うことを目的としている。

3 施設の概要

今回活用する本施設は、益田市立歴史民俗資料館として、国の登録有形文化財制度における第1号の登録物件であり、市内のすべての小学生がふるさと教育で必ず訪れるなど、益田市民のシンボルともいえる建造物である。この施設について、これまでに、今後のあり方を考える庁内横断チームによる検討会、住民との意見交換会やワークショップ地域のコアとなる団体等との意見交換会を行っており、今後も継続していく必要がある。

これらの意見や、益田市の観光振興に関する課題、既存の歴史民俗資料館の運営における課題等を踏まえて、日本遺産に関する情報発信だけでなく多機能を併せ持つ施設として整備する。

4 業務場所

益田市本町6-8 (別紙位置図のとおり)

5 業務内容

ア. 施設(整備対象部分)のデザイン・設計・実施について

①-1 必要な機能

- ・市民や事業者の交流
- ・益田市及びその周辺地域も含めた観光情報や日本遺産のストーリーの発信(映像による発信機能を有すること)
- ・観光周遊の拠点

①-2 令和3年度事業分として想定しているもの

- ・全体のデザイン・設計
- ・映像システム等の整備
- ・その他令和3年度事業費及び建物工事スケジュールを考慮した上で実施できるもの

② 施工場所

別紙「施設平面図」の整備対象部分

③その他

建物本体の整備工事については、別途益田市が発注して実施することから、本業務受託者による電気工事等は想定していない。企画展示室のデザイン・設計にあたっては、益田市及び益田市発注の「日本遺産ビジターセンター設計業務委託」受託者株式会社アートスタッフ建築事務所と密に連携を取りながら進めること。（本体工事のスケジュールについては別紙のとおり）

地域住民や団体との意見交換会を開催すること。事業内容に反映すべき内容については反映すること。

④上記以外において、「2 目的」及び「3 施設の概要」を踏まえ、施設を整備するにあたり、必要な事項やより有効な手法について、独自で提案すること。

イ. 業務の記録保存

本事業の作業記録は、作業報告書及び写真として、事業が完了したときに業務完了報告書とともに提出するものとする。

6 委託期間

令和3年度分 契約締結日から令和4年3月31日まで

7 費用の支払

費用については、本事業の終了後、検収した上で支払を行う。

8 留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。また、こららの定めにより関係官公庁等への手続（協議）を要するときは、関係書類を作成し、速やかに当該手続を行うこと。
- (3) 受託者は、実行委員会と定期的な打合せの上、業務を進めること。また、業務の進捗管理を定期的に報告するとともに、随時実行委員会の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
- (4) 業務に必要な経費は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を一括して再委託又は下請負してはならない。また、本業務の一部を再委託又は下請負する場合は、事前に実行委員会の承認を得ること。
- (6) 受託者は、実行委員会から提示された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わない）及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 業務の確実な履行が得られないと実行委員会が判断する場合、受託者は実行委員会の求めに応じ、速やかに改善の措置をとること。
- (8) 本件業務における成果物の著作権及び著作権、所有権は実行委員会に帰属するものとする。
- (9) 業務履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底

すること。

- (10) 業務履行にあたり、受託者の不注意等により契約の内容に適合しないものが生じた故障、破損、事故等は受託者の責任において処理すること。
- (11) 業務終了後、施設等に契約の内容に適合しないものが認められた場合には、受託者の責任において速やかにそれを修正しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項、不測の事態の対応等については、実行委員会と受託者の両者が協議のうえ決定すること。
- (12) 業務完了届提出後の完了検査合格日から1年以内に本業務に係る契約不適合が生じた場合は、受託者の負担で対応すること。

契約の締結にあたっては、別紙の秘密保持契約及び個人情報の取扱いに関する特約を併せて締結するものとする。